

「総合事業・通所型サービス」料金表

令和4年10月改定分

対象事業所：あすなら苑デイサービス、あすならホーム（郡山・筒井）デイサービス

※各サービスの単位数に地域単価を掛けて利用料金を計算しています。

※大和郡山市（6級地）の1単位あたりの地域単価 **10,27円**

①通所型サービス（1回あたり）

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者・要支援1（週1回）	384単位	3,944円	395円	789円	1,184円
要支援2（週2回）	395単位	4,057円	406円	812円	1,218円

②加算

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
生活機能向上グループ活動加算／月	100単位	1,027円	103円	206円	309円
運動器機能向上加算／月	225単位	2,311円	232円	463円	694円
栄養アセスメント加算／月	50単位	514円	52円	103円	155円
栄養改善加算／月	200単位	2,054円	206円	411円	617円
口腔機能向上加算Ⅰ／月	150単位	1,541円	155円	309円	463円
口腔機能向上加算Ⅱ／月	160単位	1,644円	165円	329円	494円
複数サービス実施加算Ⅰ（1～3）／月	480単位	4,930円	493円	986円	1,479円
複数サービス実施加算Ⅱ／月	700単位	7,189円	719円	1,438円	2,157円
事業所評価加算／月	120単位	1,233円	124円	247円	370円
若年性認知症受入加算／月	240単位	2,465円	247円	493円	740円
サービス提供充実加算(週1回)／1回につき	34単位	350円	35円	70円	105円
サービス提供充実加算(週2回)／1回につき	33単位	339円	34円	68円	102円
サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援1／月	88単位	904円	91円	181円	272円
サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援1／月	72単位	740円	74円	148円	222円
サービス提供体制強化加算Ⅲ 要支援1／月	24単位	247円	25円	50円	75円
サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援2／月	176単位	1,808円	181円	362円	543円
サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援2／月	144単位	1,479円	148円	296円	444円
サービス提供体制強化加算Ⅲ 要支援2／月	48単位	493円	50円	99円	148円
生活機能向上連携加算Ⅰ （3月に1回を限度）／月	100単位	1,027円	103円	206円	309円
生活機能向上連携加算Ⅱ／月	200単位	2,054円	206円	411円	617円
生活機能向上連携加算Ⅱ （運動器機能向上加算を算定している場合）／月	100単位	1,027円	103円	206円	309円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ （6月に1回を限度）／回	20単位	206円	21円	42円	62円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ （6月に1回を限度）／回	5単位	52円	6円	11円	16円
科学的介護推進体制加算／月	40単位	411円	42円	83円	124円

介護職員処遇改善加算Ⅰ／月	所定単位数に5.9%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅱ／月	所定単位数に4.3%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算Ⅲ／月	所定単位数に2.3%を乗じた単位数

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）／月	所定単位数に1.2%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）／月	所定単位数に1.0%を乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に1.1%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員等ベースアップ等支援加算…2022年10月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。

- ・介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅰ）の場合…所定単位数に8.2%（5.9%+1.1%+1.2%）を乗じた単位数が加算されます。
- ・介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅱ）の場合…所定単位数に8.0%（5.9%+1.1%+1.0%）を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算等を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。